



(参 考 訳)

2024年2月1日

IFRS 解釈指針委員会 御中

「報告セグメントに係る収益及び費用の開示 (IFRS 第8号『事業セグメント』)」

に関するアジェンダ決定案に対するコメント

1. 企業会計基準委員会（以下「ASBJ」又は「我々」という。）は、「報告セグメントに係る収益及び費用の開示 (IFRS 第8号『事業セグメント』。以下『IFRS 第8号』という。)」に関する IFRS 解釈指針委員会（以下「委員会」という。）の 2023 年 11 月の IFRIC アップデートにおけるアジェンダ決定案に対するコメントの機会を与えられたことを歓迎する。
2. 我々は、本論点を作業計画に追加しないとのアジェンダ決定案（以下「TAD」という。）の結論については同意する。
3. 一方、TAD における IFRS 第8号の第23項(f)の適用に関する項目「d」の記載については、次の理由により同意しない。
 - (1) 我々は、IFRS 第8号の第23項(f)の解釈に関して世界的なコンセンサスは得られていないと考えている。すなわち、IAS 第1号の第97項で要求される項目以上の項目について考慮されるべきかどうかは必ずしも明確でない。
 - (2) 我々は、IFRS 第8号の第23項は、開示が必要となる項目の数及び種類に関する枠組みを提供するために開発されたものと理解している。この観点からは、IAS 第1号の第97項を参照して開示されるべき項目は限定的であると考えている。
4. 我々は、TAD における項目「d」の記載が、IFRS 第8号の第23項の適用により最高経営意思決定者 (CODM) が検討するセグメント純損益の測定値に含まれている、又はセグメント純損益の測定値に含まれていなくても別の方法で最高経営意思決定者に定期的に提供されているすべての重要性のある項目の開示を導く可能性を懸念している。これは実務に重大な変更をもたらす可能性があるものであり、委員会における当該記載の再検討を推奨する。

5. 我々のコメントが、委員会及び IASB の将来の議論に貢献することを期待している。
ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

川西 安喜

企業会計基準委員会 委員長